

青色申告

蒲田会報

No. 803

令和4年
4月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号

TEL.03(3732)1310 FAX.03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

ご確認ください

申告に誤りがあった場合等

確定申告をした後に申告内容に誤りが見つかった場合、申告をした税額等が実際より少なかったときは「修正申告」をしてこれらの金額を正しい額に訂正し、また、多かったときは「更正の請求」をして正しい額に訂正することを求めることができます。

誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

また、期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

振替納税等

○振替納税の手続きをされている方

確実に振替納税出来るよう、振替納付日の前日までに指定口座の預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り、利用できます。

令和3年分の所得税の確定申告分(第3期分)の口座振替日は、令和4年4月21日(木)、消費税及び地方消費税の口座振替日は、令和4年4月26日(火)です。

※納税が期限に間に合わなかった場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税も併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかりますので、納付書により、最寄りの金融機関等の窓口で、確定申告分の納税額と共に納付してください。

○延納の届出をした方

申告書第一表の延納の届出欄に「申告期限までに納付する金額(2分の1以上)」及び「延納届出額」を記入した方は、延納届出額を令和4年5月31日(火)までに納付してください(振替納税の手続きをされている方は、口座振替されます)。

～ 国税庁からの発表資料(令和4年2月3日)より～

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間(申告所得税:2月16日～3月15日)にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようになりました。

注1) 具体的には、期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法です(申請書の提出は不要)。

注2) 申告所得税以外の税目も同様の取り扱いとなります。

※詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

ワンポイント情報

青色申告者の帳簿書類の保存期間について左記のとおり、令和3年分の帳簿等は令和11年まで保存義務があります。

Table with 2 columns: 保存が必要なもの (Documents to be preserved) and 保存期間 (Preservation period). Rows include 仕訳帳, 総勘定元帳, 現金出納帳, etc., with periods of 7 years and 5 years.

※保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間(又は5年間)となります。

都税だより

★eLTAX電子納税が大変便利です

地方税共通納税システムでのeLTAX電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納税に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。

詳細はeLTAXホームページを(確認)ください。(https://www.eltax.lta.go.jp)

★23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。

<所管都税事務所一覧>

Table mapping 所管区域 (Managed Area) to 所管都税事務所 (Managed Tax Office). Columns include 千代田区, 文京区, 荒川区, etc., and rows include 個人事業税, 法人事業税, etc.

- 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問合せや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
■住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。
■納税(課税)証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。

事務局より

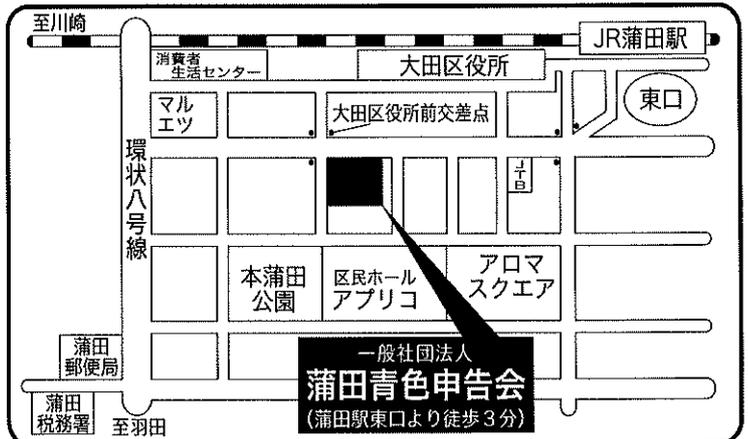
◎お願い

廃業や引越し等で申告会への届出内容に変更がある場合は、事務局へご連絡ください。

お問い合わせ先 大田都税事務所 電話 03(3733)2411(代表)

一般社団法人 入会金 2,000円 会費 年額24,000円 (月額2,000円) 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



◎記帳方法等と青色申告特別控除について

Table with 3 columns: 記帳方法 (Recording Method), 内容 (Content), 青色申告特別控除 (Special Deduction). Rows include 複式簿記 (Double-entry bookkeeping) and 簡易帳簿 (Simplified bookkeeping).

三月 事業報告

一 日〜一五日 所得税確定申告指導会・事務局
一 七日〜二二日 消費税確定申告指導会・事務局
二 三日 執行部会・事務局
三〇日 理事会・消費者生活センター